

ぜん息児水泳教室事業看護師（会計年度任用職員）募集要項  
大阪市保健所管理課

1. 募集内容

（1）業務内容

令和7年度 ぜん息児水泳教室事業における参加児童（4歳児～小学6年生）の  
事前診察の医師介助業務及び、事故が発生した場合の緊急時対応業務等

（2）任用期間

令和7年7月3日（木曜日）から令和7年9月18日（木曜日）の計10回

（3）勤務日・勤務時間・勤務場所

|   |          |                   |                  |
|---|----------|-------------------|------------------|
| A | 7月 3日（木） | 15時00分<br>～19時00分 | コナミスポーツクラブ<br>京橋 |
| B | 7月10日（木） |                   |                  |
| C | 7月17日（木） |                   |                  |
| D | 7月24日（木） |                   |                  |
| E | 7月31日（木） |                   |                  |
| F | 8月21日（木） |                   |                  |
| G | 8月28日（木） |                   |                  |
| H | 9月 4日（木） |                   |                  |
| I | 9月11日（木） |                   |                  |
| J | 9月18日（木） |                   |                  |

（4）採用予定人数

2名程度

（5）応募資格

- ア 1.（3）の表 A～Jの勤務日に出務できる方  
（採用人数に応じて、後日、勤務日を割り振ります）  
イ 看護師（准看護師を含む）免許を有する方  
ウ 地方公務員法第16条に該当しない方（下記参照）

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（6）勤務条件等（予定）

- ア 勤務時間 ： 1（3）の表のとおり  
イ 報 酬 ： 1日 7,052円  
ウ 手 当 等 ： 通勤手当は別途支給します。

## 2 応募方法

### (1) 提出書類

ア 会計年度任用職員採用申込書 1通

※ 過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず添付すること。

イ 看護師又は准看護師免許証の写し 1通

ウ 申し立て書 1通

エ 合否通知返信用封筒（郵便規格が定形のもの） 1通

※ 110円切手を貼付のうえ、宛名を記載したもの。

### (2) 受付期間

令和7年4月9日（水曜日）から令和7年5月15日（木曜日）（必着）

※ 持参の場合は5月15日（木曜日）17時00分まで

### (3) 提出先・提出方法

ア 提出先 : 〒545-0051

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメディックス10階

大阪市保健所管理課保健事業グループ ぜん息児水泳教室担当

イ 提出方法 : 2(1)の ア、イ、ウ、エを「ぜん息児水泳教室事業 会計年度任用職員採用申込書」と朱書した封筒に入れて、書留で送付するか持参してください。（持参する場合は土曜日、日曜日、祝日を除く9時00分から17時00分まで）

## 3 選考方法

### (1) 日時

令和7年5月23日（金曜日）13時30分集合【時間厳守】

（受付開始は13時00分から）

### (2) 会場

大阪市保健所 第1会議室

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメディックス10階（地図参照）

### (3) 方法

面接試験

### (4) 合否通知

試験結果については、選考後速やかに、受験された方全員に送付します。

## 4 その他

(1) 受験票は発行しませんので直接会場へお越しください。なお、来場には公共交通機関をご利用ください。

(2) この応募に際して収集した個人情報は、大阪市個人情報保護条例に基づいて適切に管理します。また、この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(3) 試験合格者において、後日、応募資格がないこと、及び、申し込み内容に虚偽が認められる場合には、採用を取り消すことがあります。

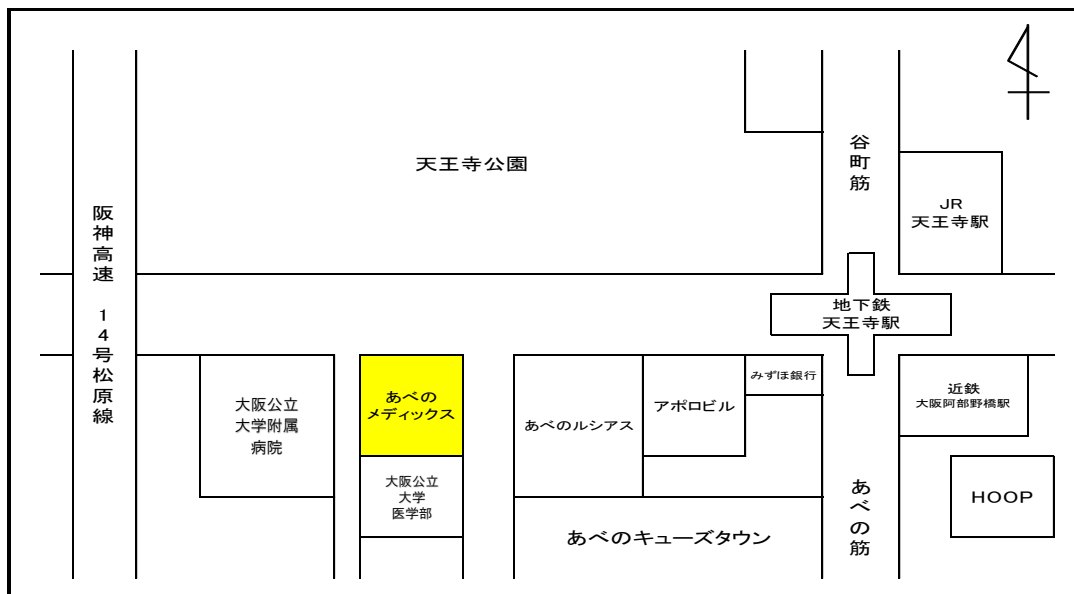
## 5 問い合わせ先

大阪市保健所管理課保健事業グループ

住所：大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメディックス10階

電話：06-6647-0643

◎地図（あべのメディックス）



応募受付場所：10階（大阪市保健所管理課保健事業グループ）

選考日集合場所：10階 第1会議室

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は、喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと